

**答 申 書**  
**( 答 申 第 321 号 )**  
令和2年(2020年)9月10日

---

**1 審査会の結論**

北海道警察本部長が、警察官の氏名を非開示として、個人情報一部開示決定処分を行ったことは、妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「〇〇年〇月〇日に、私が北海道警察署に告訴状を提出した。捜査の結果、受理しなかったことについて、〇〇年〇月〇日に、警察官が受理しない理由を説明したことが記録されている「告訴事件等相談票」等及び「告訴事件等不受理票」等に記載されている私（〇〇）の個人情報。添付資料を除く」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、告訴事件等相談票（〇〇年〇月〇日受理2件及び〇月〇日受理2件）及び告訴事件等不受理票（〇〇年〇月〇日取扱2件）（以下「本件個人情報」という。）を対象個人情報として特定した。

実施機関は、本件個人情報に記録されている警察官の氏名が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして令和2年3月19日付け道本捜2（事）第177号で個人情報一部開示決定処分を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、警察官の氏名の開示を求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

その趣旨においては、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、公安委員会及び警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるとされていることから、当審査会においても、実施機関の判断が、社会通念上著しく妥当性を欠くなど許容される限度の逸脱が認められる点があるか否かについて、判断することとする。

イ 請求人は、札幌北警察署では、名札を着用し所属、警察官の職、氏名を来署者に公表しており、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがないと認められる旨主張する。

ウ 実施機関は、2項2号情報に該当するとして非開示とした警察官の氏名について概ね次のとおり主張する。

(ア) 本件個人情報には、札幌方面北警察署刑事第二課組織犯罪対策係に配置されている警察官の氏名が記録されている。

当該警察官は、実際に極めて秘匿性の高い暴力団犯罪捜査に従事している捜査員であることから、その氏名を開示することにより、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿とした内偵捜査

等の警察活動において、捜査員であることが捜査対象者に察知され、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、当該秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) さらには、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、特に当該警察官は、暴力団を捜査対象とする捜査員であることから、その氏名を開示することにより捜査員が特定されることとなり、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、この点においても当該捜査員である警察官の氏名は、2項2号情報に該当すると認められる。

エ 当審査会として判断すると、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれ又は当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとする実施機関の説明は、当該非開示部分と捜査等の関係を具体的、実質的に示しており、その判断は合理性を持つ判断として許容される限度内のものであると認められる。

請求人は、北警察署では、名札を着用し所属、警察官の職、氏名を来署者に公表しており、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがないと認められる旨主張するが、条例第16条第2項第2号の規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を非開示情報として定めたものであり、その該当性の判断は、開示請求者が了知しているかどうかによって左右されるものではない。

オ なお、請求人は、令和元年に本件開示請求の内容と同様の開示請求を行い、実施機関が警察官の氏名は、2項2号情報に該当するとして非開示としたことに対して審査請求を行っている。当審査会では、令和2年3月12日付け答申第305号（以下「先例答申」という。）において、実施機関の処分については妥当であると判断している。

本件処分についても、実施機関の主張は同様の内容であり、請求人の主張においても、先例答申において妥当であるとした判断を否定する特段の事情は認められない。

カ 以上のことから、当該非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年5月14日	○ 諮問書の受理（諮問番号 625） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年6月11日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和2年7月15日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年8月20日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年9月4日 （第103回全体会）	○ 答申案審議
令和2年9月10日	○ 答申